

なごや平和の日（仮称）の制定についての基本的な考え方（案） について市民の皆さまのご意見を募集します

本市は、航空機産業が発展しており、軍用機生産の一大拠点であったことから、アジア太平洋戦争においてアメリカ軍による空襲の標的になり、昭和 17（1942）年 4 月 18 日から昭和 20（1945）年 7 月 26 日までの間に 63 回もの空襲を受け、8,000 人近くの尊い命が犠牲となりました。

そこで本市では、名古屋空襲により犠牲になられた方々を悼むとともに、悲惨な戦争の体験や記憶を後世に語り継ぐことにより、市民の恒久平和の実現を希求する意識の醸成を図り、平和な社会の発展に寄与することを目的とする「なごや平和の日を定める条例（仮称）」の制定を検討しております。

つきましては、「なごや平和の日（仮称）の制定についての基本的な考え方（案）」をまとめましたので、皆さまのご意見をお聞かせください。

ご意見の募集

令和 5 年 11 月 13 日（月）から令和 5 年 12 月 12 日（火）まで

ご意見の提出方法

住所、氏名をご記入の上、以下の方法でご提出ください。（様式は、別紙の様式をご利用ください。任意の様式でも構いません。）

- 郵便（令和 5 年 12 月 12 日（火）必着）
- ファックス（当日受信日時記録有効）
- 電子メール（当日送信日時記録有効）
- 直接持参（受付：月曜日～金曜日（祝日除く）午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分）

※電話又は来所による口頭のお申し出につきましては、受け付けできません。

※ご記入いただいた個人情報は、この意見募集の目的の範囲内で利用します。それ以外での目的では利用いたしません。

※皆さまからのご意見等に対しましては、直接個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

※お寄せいただいたご意見につきましては、後日、本市の考え方とあわせて公表する予定です。

【意見の提出・問い合わせ先】

名古屋市総務局総合調整部総合調整室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電 話：(052) 972-2223

ファックス：(052) 972-4112

電子メール：a2221@somu.city.nagoya.lg.jp

なごや平和の日（仮称）の制定についての基本的な考え方（案）

「なごや平和の日を定める条例（仮称）」を制定し、平和意識の醸成を図るための施策に取り組んでまいります。条例の主な内容は以下のとおりです。

目 的

○名古屋空襲により犠牲になられた方々を悼むとともに、悲惨な戦争の体験や記憶を後世に語り継ぐことにより、市民の恒久平和の実現を希求する意識の醸成を図り、もって平和な社会の発展に寄与することを目的とします。

名 称

○なごや平和の日

日 付

○5月14日

事業の実施

○市及び市民は、平和の日を中心に、平和意識の醸成を図るための事業を実施します。

○主な事業

- ・名古屋空襲犠牲者の追悼事業
- ・平和の継承事業

【参考】制定の背景・検討経過

制定の背景

○東邦高等学校生徒会から、名古屋空襲の犠牲者を追悼するとともに、改めて平和について考えるきっかけとするために「名古屋空襲慰霊の日」の制定を求める提案がありました。（平成26年4月（市長宛）、平成30年11月（市議会宛）、令和5年1月（市長宛））

○戦後78年が経ち、戦争体験者の話を聞く機会や平和について学び考える場が減少していくなか、悲惨な歴史を風化させないために、戦争や名古屋空襲を知らない世代の理解を進め、継承する取り組みが必要です。

○ロシアによるウクライナ侵攻から1年8カ月が経過する等、国際的に平和を求める機運が高まっています。

検討経過

○「名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）協議会」を設置して、日の内容、実施する催事について考え方をまとめました。（令和5年5月～9月）

○高校生を対象としたワークショップを開催し、日の制定について意見を聴取しました。（令和5年8月）

【参考】名古屋空襲について

空襲の時期		昭和17年4月18日～昭和20年7月26日（63回）			
死者数	7,858名	投下弾量	14,520トン	被害戸数	135,416戸

（新修名古屋市史第六巻「名古屋空襲一覧」より）